

「就業規則の改正等について」提案される その2

⑦パート社員の超勤単価見直し

対象：パート社員

- ・パート社員の超勤単価を以下のとおりとする。

	現 行	改 正
特別休日	B単価 (130/100)	C単価 (135/100)
所定労働日	6:30未満はA単価 (100/100)	所定労働時間未満はA単価 (100/100)
	6:30以上はB単価 (130/100)	所定労働時間未満はB単価 (130/100)

⑧静養休暇の見直し

対象：嘱託社員及び契約社員

- ・嘱託社員及び契約社員が取得する静養休暇について、現行全日無給のところ、2日目までを有給とする。

⑨契約社員に支給する手当名称の見直し

対象：契約社員

- ・契約社員に支給する調整手当を一部見直し、管理手当（仮称）及び職務手当を新設する。

(2) その他規程改正

①現行規程の修正

- ・賃金規程第3条第1号に規定する所定内賃金に「別居手当」を追記する。また第4条ほかで規定する当月支払い及び日割支払い賃金の対象として「別居手当」を追記する。
- ・フレックスタイム規程第8条（休憩時間）について、「休憩時間を労働時間の途中に付与する」旨文言を修正する。
- ・賃金規程第14章「賞与」の規定に、減額事由を明文化する。
- ・その他誤記を修正する。

②現行規程の変更

- ・賃金規程、契約社員就業規則及びパート社員就業規則に規定する繁忙手当の支給対象期間を変更する。

(3) その他通達にて定める項目

①個人型確定拠出年金の拠出金の給与控除 対象：社員

- ・個人型確定拠出年金の拠出金の給与控除を可能にする。

②社員による新入社員紹介制度の導入

対象：駅務長以上（現業機関）・副課長以上（企画部門）※雇用区分を問わない

- ・対象の社員が求職者を紹介し、入社した場合に紹介者へ JESS ポイントを 10,000 ポイント付与する。

③語学スクール補助制度

対象：社員・嘱託社員及び契約社員

- ・えらべる倶楽部に登録されている語学スクールに通学した際、本人が負担した月会費の20%を、給与振込時に会社から補助として支給する。（補助期間1年間、利用回数1回限り）

その他 前項各号の詳細は、就業規則等関連規程の制定及び改正並びに通達等により別途定める。